

「新型コロナウイルス感染症」の影響を受けられたお客さまに対する 住宅ローン条件変更手数料の免除期間延長について

京都中央信用金庫（理事長 白波瀬 誠）は、「新型コロナウイルス感染症」の拡大により影響を受けられた住宅ローンご利用中のお客さまについて、2020年4月13日より「住宅ローン条件変更手数料」を免除しております。

このたび、現在のコロナ禍の状況を鑑みて、上記条件変更手数料の免除期間を下記の通り延長しますのでお知らせいたします。

記

住宅ローン条件変更手数料について

対象のお客さま	「新型コロナウイルス感染症」の影響を受けられた住宅ローンご利用中のお客さま
対象のお取引	・ 毎月返済額の減額 ・ 元金返済の据置 ・ ボーナス返済額の減額等
免除する手数料	11,000 円（税込）
免除期間	2021年3月31日（水）まで （当初の免除期間は、2020年9月30日（水）まで）

以上